# 国連ハイチ安定化ミッションへの 自衛隊の対応について

防 衛 省 平成22年1月29日

# 国連ハイチ安定化ミッションの概要

#### 1 経緯

ハイチにおいては、2000年の選挙を巡り、情勢が悪化。アリスティッド前大統領に反対する暴徒や組織犯罪集団等によるハイチ国内の政治的・社会的混乱が生じたため、2004年6月、ハイチ情勢安定化のため、安保理決議に基づき、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)が設立された。

#### 2 任務

- ① 安全かつ安定的な環境の確保(警察・沿岸警備隊への支援等)
- ② 政治プロセス支援(選挙の支援等)
- ③ 人権(人権促進・人道状況の監視及び報告等)
- 3 各国の派遣概要(2009年11月現在)
  - ・47カ国より約9000名(軍事要員約7000名、警察要員約2000名)
    - ※ 派遣元の上位5カ国と人数は、ブラジル1283名、ネパール1244名、 ウルグアイ1136名、ヨルダン1053名、スリランカ961名
  - ・ほか、国内外より計約1900名の文民、国連ボランティアが参加

# 国連安保理決議第1908号について

1月19日(ニューヨーク時間)、国連安全保障理事会は、1月12日(ニューヨーク時間)にハイチで起きた大地震を受け、決議第1908号を、我が国を含む全会一致で採択した。

### <u>決議第1908号のポイント</u>

- (1) ハイチで1月12日に発生した大地震の全ての被災者と家族に深い同情と連帯を表明し、事態の深刻さと緊急の対応の必要性を認識。
- (2) 緊急の復旧・復興・安定化努力を支えるため、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)の全体規模を増員するとの事務総長の勧告を支持。
- (3) MINUSTAH軍事部門の要員数を最大8,940人(2,000人増)、警察部門を3,711人(1,500人増)とすることを決定し、新たに承認した部隊・警察の規模は、必要に応じレビューする。



これを受け、国連は、加盟国に対して新たな要員の派遣を要請

# 自衛隊施設部隊の派遣について

我が国は、既にハイチに自衛隊の医療援助隊を含めた国際緊急援助隊を派遣し、活動している。

国連から加盟国に対する新たな要員派遣の要請を受け、我が国としては、 瓦礫除去、道路補修等を行う施設部隊の派遣が望ましいと判断。 1月25日、国連に対し、我が国として派遣を行う意思がある旨通報した。

また、同日、防衛大臣から各幕僚長等に対し、「国際連合ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に関する国際平和協力業務の準備に関する大臣指示」を発出。

情報収集、関係機関との調整、部隊の編成準備等を実施することとした。



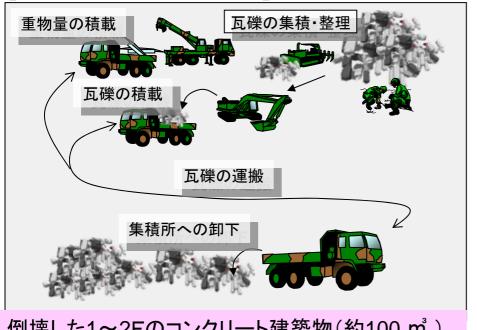
今後、国連から正式な要請があった場合には、自衛隊の施設部隊200名程度に加え、自隊を支援する要員を加えた部隊を速やかに派遣する見通し。

# 自衛隊施設部隊の活動について

## 【ポイント】

瓦礫除去、道路補修等の活動を念頭に置いている。

#### 【瓦礫の除去作業のイメージ】



倒壊した1~2Fのコンクリート建築物(約100 m³) を1日に4~6撤去可能

#### 【道路の維持補修のイメージ】



主要装備





グレーダ

バケットローダ

# 参加5原則との関係について

5原則	考え方
①停戦合意	停戦合意の成立は、ハイチにおいては武力紛争が 存在しておらず、必要ない。(法第3条第1号括弧書 き参照)
②受入国等の同意	受入同意は、国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)が活動する地域の属する国であるハイ チ政府からのみ得ることで問題ない。(法第3条第1 号括弧書き参照)
③中立性	MINUSTAHの活動は、ハイチでは武力紛争が存在していないことから、特定の紛争当事者に偏ることはない。
④上記原則が満たされない場合の業務の中断、終了	仮に今後武力紛争が発生する等、上記の前提のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は業務を中断し、撤収することとなる。
⑤武器使用	我が国から派遣された要員による武器の使用は、 要員の生命等の防護のために必要最小限のものに 限られる。

# 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(抄)

#### (定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。

#### 一 国際連合平和維持活動

国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当 事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意 の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織 の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために 国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを 維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域 の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意があ る場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地 域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務総長(以下「事務総 長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、い ずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。